

経営情報ニュース



●Webサイトパック
ホームページ制作費0円
全て揃ったパッケージサービス
●SNS運用サポート
LINE@/facebookページ
<http://brain-works.jp/>

2018. 5. 7 (月) 発行

BCP 事業継続計画

BCPとは、「企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、平時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画」と定義されます（中小企業庁パンフレットより）。「BCP」は、Business Continuity Plan の略で、緊急時企業存続計画または事業継続計画と訳されています。今回は、中小企業庁が発信しているBCP策定のためのヒント、からBCPについて考えてみます。

■BCP 策定項目■

BCPを策定する項目は、概ね次のとおりです。

- ① 自社が遭遇する重大な自然災害などを確認する
- ② 自社の存続にかかわる重要な業務を挙げてみる
- ③ 中核事業を復旧させる目標時間を設定する
- ④ 復旧に長時間を要する資源を特定する
- ⑤ 資金調達を考える
- ⑥ 対策や代替案を考える
- ⑦ 従業員、取引先などとの共通認識をもつ
- ⑧ 安否確認と取引先との連絡手段を考える

■例えば災害による交通機関不通の時■

具体的な例として、災害によって交通機関が不通となった場合を想定した「帰宅マップの作成」があります。これには、帰宅支援対象道路*1、帰宅支援ステーション*2、災害時サポートステーション*3 を記載しておき、事前の準備として携帯ラジオやスニーカーを備えることで、安心度が増します。

- *1：自治体が主に主要道路を指定しています
- *2：学校などを指定して、徒歩による帰宅者に対して、水、トイレ、休憩の場を提供します
- *3：指定されたガソリンスタンド等で水、トイレなどの提供を受けることができます

2011年3月11日に東日本大震災が発生して、当日は首都圏の多くの公共交通機関が不通となりました。自然災害はいつ、どこで起こるか予測がつかないので、事前の対策が重要となります。



労務管理 実務Q&A

退職後の労災休業補償

当社では、雇用期間を定めて従業員を雇い入れています。先日ある従業員が仕事中にケガをして入院しました。その従業員は、今月末で契約期間が終了しますが、「労災の休業補償期間中は解雇できない」と聞いたことがあり、今月末で退職してもらうことで、何か問題がないか心配です。また、退職後も引き続き給付を受けることができるのでしょうか。

A 労働基準法第19条に「労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養するために休業する期間及びその後30日は、解雇してはならない」と規定しています。しかし、これはあくまで「解雇」を指しており、お尋ねのケースでは、「契約期間満了」ですので、この条文には当てはまりません。

また、退職後の給付についても、労災保険法第12条の5で、「保険給付を受ける権利は、労働者の退職によって変更されることはない」と規定されていますので、退職後の給付についても心配はありません。

休業補償給付の支給申請は、在職中は企業がその申請を行っているかサポートしていると思いますが、退職後は企業の証明は必要ありませんので、退職者本人が医師の証明をもら



い、労働基準監督署へ届け出ます。労災保険では、“療養のため労働することができなかった”期間について給付を受けることができるので、ケガが治った場合は、給付は打ち切られます。

NEWS ダイジェスト

- iDeCoの銀行窓販を解禁△
厚生労働省は、個人型確定拠出年金 iDeCo の規制を緩和し、銀行等での窓口販売を解禁する。社会保障審議会企業年金部会で議論のうえ、2018年度中に関連規則の改正をめざす。銀行での加入手続きを簡素化することで、普及を促進する考え。
- パスワード定期変更不要に～認定基準改定
総務省の方針転換を受け、プライバシーマークの認定・発行を行う日本情報経済社会推進協会は認定時の審査基準を改定し、インターネット利用時のパスワードの定期変更を不要にする方針を示した。対応を変える動きが広がるとみられる。